

環境省「任期付き職員」の募集について

東日本大震災は、地震、津波、原子力発電施設の事故が複合的に発生し、甚大な被害を生じさせました。環境省では、震災の発生以来、災害廃棄物の処理、放射性物質による環境汚染への対応、ペットの保護など震災対応に全力を尽くしてきましたが、このような取り組みを引き続き切れ目無く実施するために、新たな職員の募集を行います。

特に、災害廃棄物の処理及び放射性物質による環境汚染への対応等について尽力いただける方を募集します。

1. 採用機関

環境省 本省
環境省 東北地方環境事務所
福島環境再生事務所
関東地方環境事務所

2. 勤務地

東京都千代田区霞が関
宮城県仙台市
福島県福島市
埼玉県さいたま市

(※1. 任期中、場合によっては、他の事務所へ異動することがあります。

2. 福島環境再生事務所に採用された者については、県内他の市町村への配属（支所）が生ずることがあります。)

3. 公募の内容

任期を定めた環境省職員の公募
環境省職員（行政職俸給表（一））として、採用します。

4. 業務の内容

- 以下の事務にかかる立案・調整
 - ・放射線による汚染状況の把握・監視
 - ・除染実施計画の策定
 - ・除染事業の発注
 - ・除染事業による除去効果の把握
 - ・除染事業に関する施設整備
 - ・調査や除染等に伴う住民了解、同意
 - ・特定廃棄物の直轄処理事業の発注、施設整備等
 - ・災害廃棄物の代行処理事業の発注、施設整備等
- 除染事業等に関する業者の指導・監督
- 汚染廃棄物処理、災害廃棄物処理等に関する指導・調整等
- 自治体等との事業調整等

○その他関連業務

5. 採用予定人数	総数	約100名程度
環境省 本省		10名程度
東北地方環境事務所（宮城県仙台市）		5名程度
福島環境再生事務所（福島県福島市）		70名程度
関東地方環境事務所（埼玉県さいたま市）		15名程度

6. 採用予定時期

平成24年4月1日

7. 採用期間

任期は3年又は2年です。

（※平成24年4月1日～平成27年3月31日です。一部、平成24年4月1日～平成26年3月31日の2年の場合もあります。）

8. 応募資格

(1) 以下の条件を満たす者

<要件>

- ① 3年以上の職務経験（例えば国・自治体での行政事務、環境放射線測定関連業務、公共土木関連業務、汚染土壌浄化関連業務、用地取得等に係る実務経験、登記・補償等に関する実務経験、廃棄物処理事業に関する実務経験、一般総務（庶務・会計・経理）関連業務などが好ましい）を有する者及びこれに準ずる者
- ② 採用予定日において大学又は短大修了（見込み者を含む）又は同等の能力を有する者
- ③ パソコン操作（ワード、一太郎、エクセル、パワーポイント他）が可能な者
- ④ 心身ともに健康で、当該任期（3年又は2年）を継続して勤務可能な者

(2) 以下に該当する者は応募できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和20年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

※ 採用予定官職につきましては、係長級及び課長補佐級となります。
課長補佐級は、概ね大学卒業後20年以上の業務経験を有し、特に、「4. 業務内容」に適した指導力のある者とし、国家資格等取得者を優先に「職員選考委員会」が決定いたします。

9. 採用方法

採用については人事院規則8-12第18条第2項の規定に基づき、任期については人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づき、選考採用により常勤の国家公務員として任期を定めた採用となります。

10. 勤務時間及び休暇

勤務時間は7時間45分／日（週38.75時間）、必要に応じ残業があります。

休暇は、原則として土・日曜日及び祝日等の他、20日／年の年次休暇（4月1日採用の場合は15日／年）、特別休暇（忌引、夏季）、病気休暇等があります。

11. 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決定する際には、学歴、勤務経験等を考慮し決定されます。当該給与の他、該当があれば諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

12. 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書には写真を貼付してください。職務経歴書は、これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述してください。

- ※・国家資格等の取得があれば、資格名、取得年月日を記載してください。
- ・パソコン操作業務資格等取得があれば記載してください。

(2) 小論文又は専門的知識に関する自己推薦状

小論文課題：「今後の福島再生に向けての現状と課題」又は「除染等事業を進めるための在り方について」（1,000字程度）

自己推薦状：自身が持つ専門的知識や職務に役立つと考えられる秀でた知見・能力に関する自己推薦状（例えば、放射線管理・測定業務における資格や経験など）（500字程度）

(3) 希望する勤務地等

履歴書「本人希望記入欄」等に希望する勤務地及び希望任期を記載してください。（※応募者数の状況によってはご希望に添えない場合があります。）

- ※ 応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、当方で処分させていただきますのでご了承願います。

13. 応募書類郵送先及び問い合わせ先

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房秘書課

TEL 03-5521-8207

〒960-8031

福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロントビル7F
環境省福島環境再生事務所
TEL 024-573-7330

14. 応募期限

平成24年1月31日（火）必着のこと。

15. 選考方法

【第1次選考】

実施時期：平成24年2月8日～

（※前後することがあります。応募者全員に結果の可否についてご連絡致します。）

審査方法：書面審査（履歴書、小論文又は自己推薦状による書類審査）

【第2次選考】

実施時期：平成24年2月13日～

（※前後することがあります。第1次選考者に面接日時をご連絡いたします。）

審査方法：人物試験（面接試験）

場 所：環境省本省（東京都千代田区霞が関）

又は

福島環境再生事務所（福島市栄町）

（※追ってご連絡いたします。）